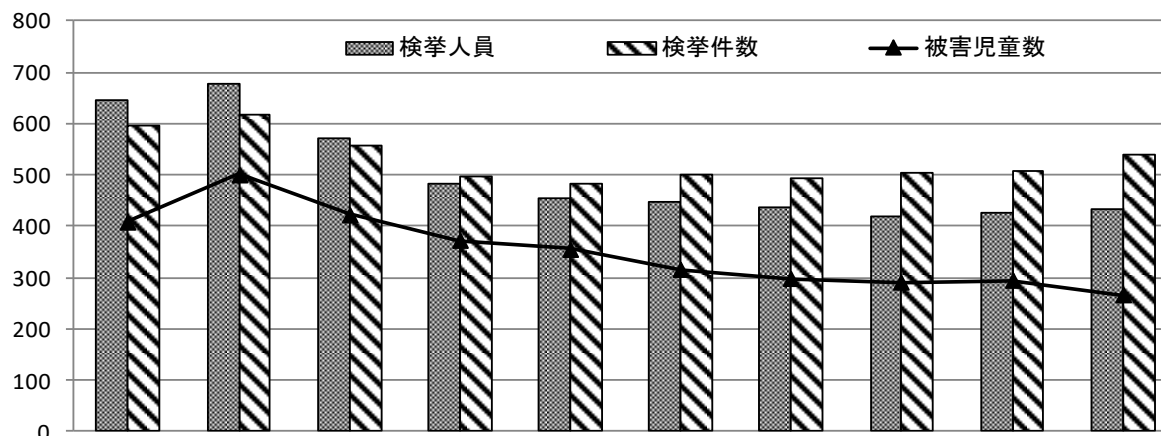


1 福祉犯罪の現状



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙人員	647	677	571	483	454	446	436	418	425	432
検挙件数	596	618	557	498	482	500	494	504	508	539
被害児童数	409	501	424	372	356	315	298	291	294	266

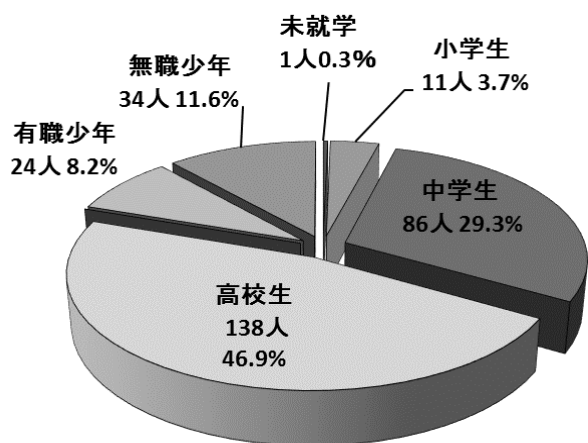
＜福祉犯罪とは＞少年の福祉を害する犯罪一般

実質的には、「少年を虐待し、酷使し、その他少年の福祉を害し、又は少年に有害な影響を与える犯罪」

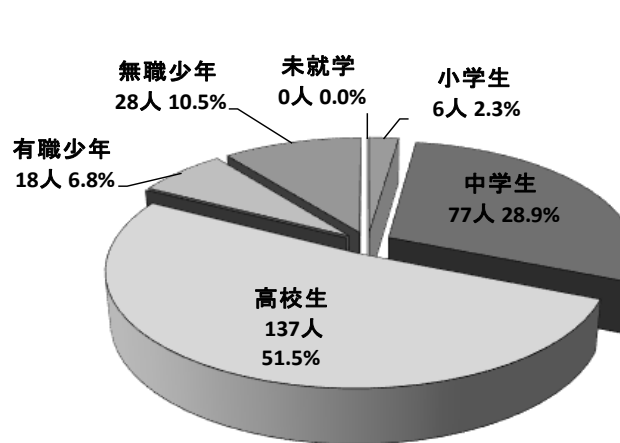
例 児童買春・児童ポルノ法違反、青少年保護育成条例違反、児童福祉法違反、労働基準法違反、風俗営業適正化法違反、未成年者飲酒禁止法・未成年者喫煙禁止法違反 等

2 福祉犯罪の被害状況（被害児童学職別）

令和2年中 294人



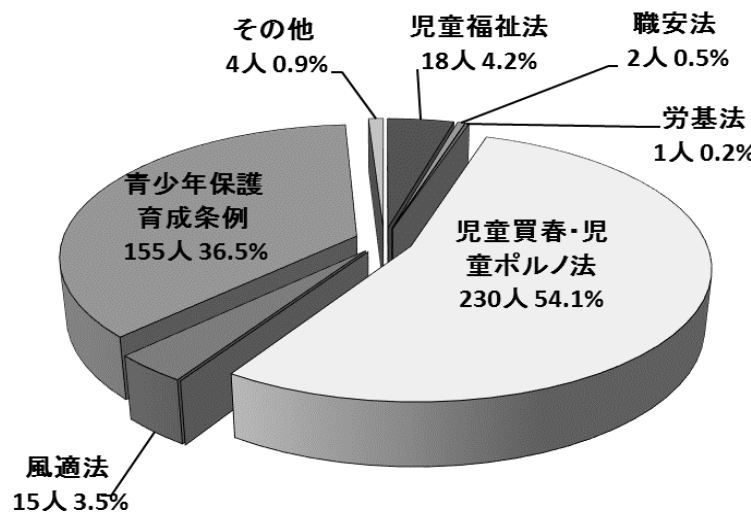
令和3年中 266人



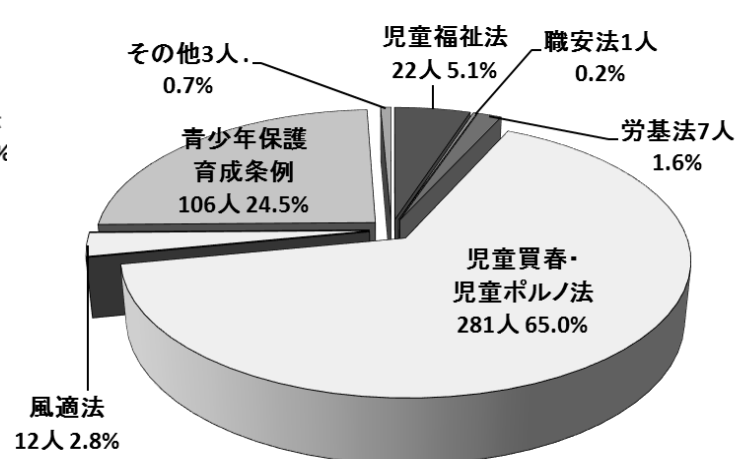
※注 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ず100とまらない場合があります。

3 福祉犯罪の検挙状況（罪種別）

令和2年中 425人



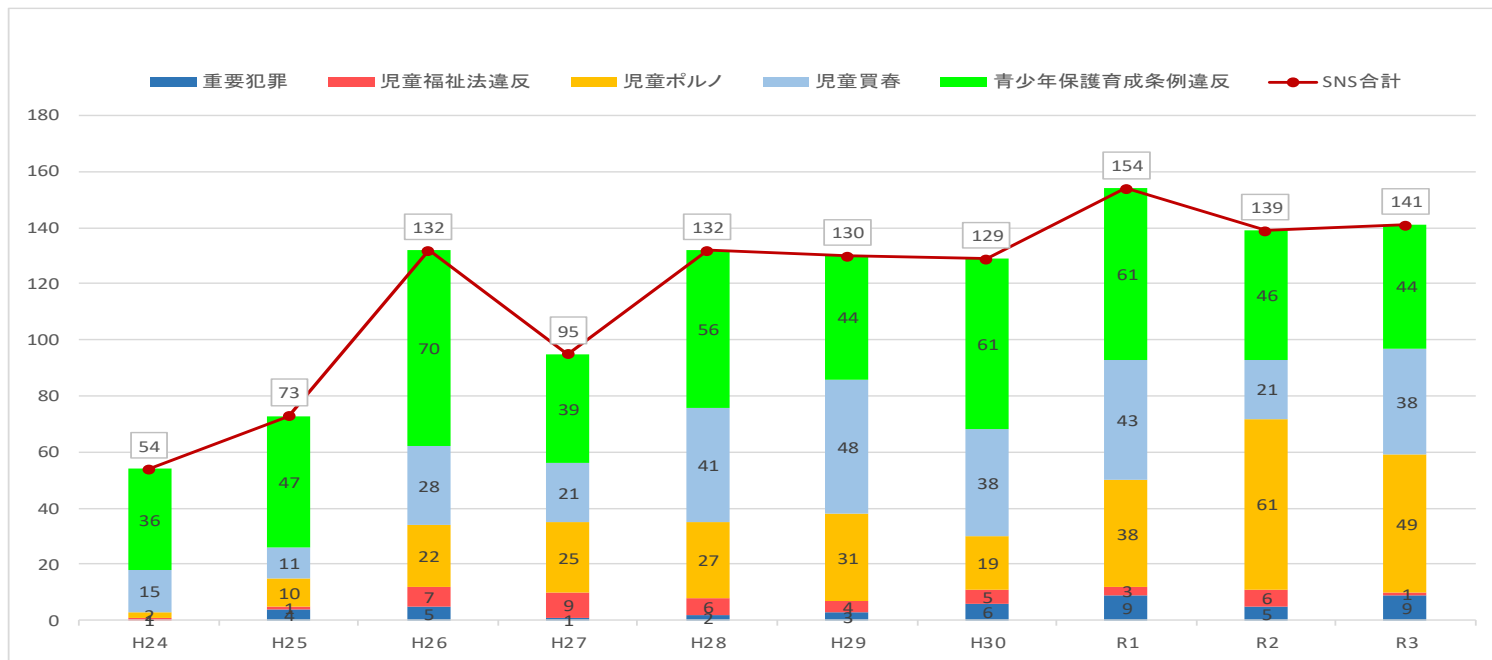
令和3年中 432人



※注 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ず100とまらない場合があります。

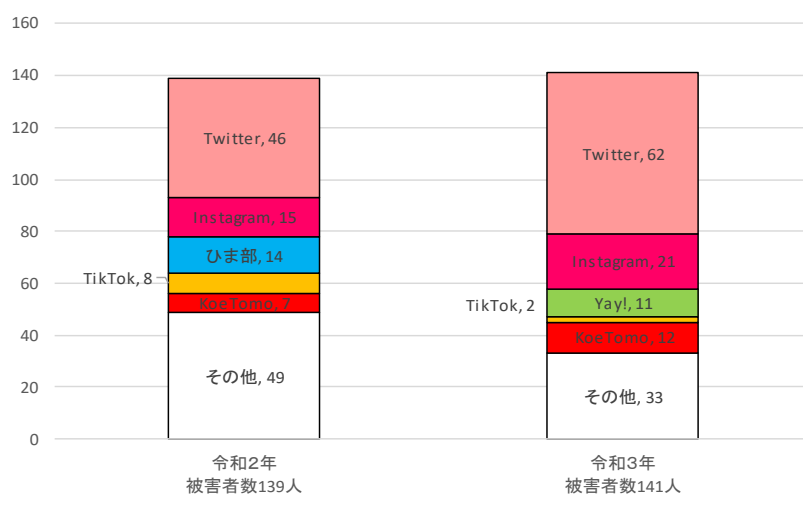
4 SNSに起因する子供の犯罪被害

(1) 罪種別被害児童の推移

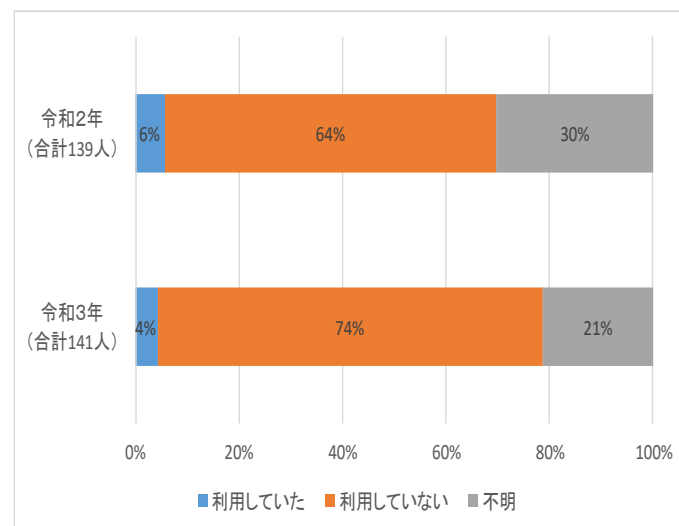


- 令和3年のSNSに起因する子供の犯罪被害児童数は141人であり、前年より増加し、ここ数年は100人以上が被害に遭うなど、高水準で推移。
- 近年では、SNS上で知り合った相手から、騙される、脅されるなどして、自分の裸体の撮影画像等を送らされる、いわゆる「自画撮り(じがどり)」の児童ポルノ被害が増加。

(2) 被害児童数の多いサイト



(3) 被害児童のフィルタリングの利用状況



- 令和3年中、サイト別の被害児童数ではTwitterに起因する被害児童が62人と最多。**(全体の約44%)**
- 被害児童のフィルタリング利用状況を調査したところ、フィルタリングの利用について聞き取りができた被害児童のうちの約9割が利用していないことが判明。

5 SNS起因による性被害防止対策

(1) 重点的な取締りの実施

- 低年齢児童を対象とした悪質な児童ポルノ事犯等の取締りの強化

(2) 子供をSNSに起因する犯罪被害から守るための対策

- ア インターネット上の有害情報の閲覧防止措置(フィルタリング)の普及促進
- イ 学校等の関係機関と連携した実効性のある被害防止教室等の開催
 - ・「性被害防止動画(被害事例をわかりやすくドラマ化)」、「サイバーポリスゲーム(「すごろく」ゲーム型啓発教材)」の活用(小学校高学年等の年少段階からの被害防止啓発が重要)
 - ・「GIGA」スクール構想に伴うICT環境の拡充との連携(県警HP「動画ライブラリー」の活用)
- ウ SNS上における性被害につながるおそれのある不適切な書き込み対策
 - ・「パパ活や援助交際を誘引・募集する投稿」に加え「宿泊先を募集・提供する投稿」に対する注意喚起を新たに開始。
- エ 被害児童に対する各種支援(再被害防止対策)
 - ・被害児童や保護者に対する電話や面接による継続的な支援、農作業体験等の居場所づくり活動の実施。